

被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業実施に係る運用について

令和8年9月29日
農業普及技術課

被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱（令和8年9月29日農政水産部農業普及技術課）（以下、「交付要綱」という。）における「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業」実施に係る運用については、下記によるものとする。

記

1 事業の目的

中東情勢の影響による農業用資材の価格高騰により影響を受けている農業者の負担軽減を図るため、生産コストに占める割合が高く、作物生産に影響が大きい資材について支援し、農家経営の安定化を図る。

2 事業の内容

交付要綱のとおりとする。

3 補助対象経費及び補助対象者等

(1) 補助対象経費

対象期間内に作物生産に必要な農業用資材を購入した農業者を支援する事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）が、支援に要する経費（定額）

※ 補助事業者は、県が示した算定方法による補助金額を、県補助分の振り込み後に間接補助事業者（農業者）へ支払うこととする。

(2) 補助事業者

1) 宮崎県農業協同組合

2) 「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金」の補助事業者公募要領に基づき決定された補助事業者

(3) 支援を受ける農業者の要件

1) 法人にあつては、宮崎県内に事業所を置く法人その他の団体（国、市町村を除く。）、又は宮崎県内の住所地、居所地、事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主であること。

2) 個人にあつては、宮崎県内に現に居住し、宮崎県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者であること。

3) 県税に未納がないこと。

4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

7) (4)の補助対象資材の購入費用の合計が2万円（税抜）以上である者。

(4) 補助対象資材

農業者が以下の対象期間に購入（納品または請求）した農業用資材とし、令和9年3月31日までに使用するもの

農業用資材の区分		対象期間
施設園芸	・ハウス被覆資材（外張・内張） （材質はビニルまたはP O）	令和8年5月1日～ 令和9年1月31日
	・マルチ資材	
露地園芸	・マルチ資材	令和8年4月1日～ 令和9年1月31日
	・トンネル資材	
飼料作物	・サイレージラップ用資材	

(5) 補助金額の算定方法

補助事業者への補助金額は、補助事業者が取りまとめた農業者が交付を受ける補助金額の合計金額とし、農業者ごとの補助金額の算定は、次のとおり行うものとする。

なお、農業者ごとの補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

$$\text{補助金額} = (\text{当年の資材費} - \text{高騰前の資材費}^{\ast 1}) \times 0.5$$

※1 高騰前の資材費＝当年の資材費÷価格上昇率※2

※2 価格上昇率は、(4)の対象期間の開始月の前月と直近価格で比較した各種資材の仕入れ価格等により、県が定めるものとし、以下の数値とする。

ただし、今後の価格動向に応じて価格上昇率を見直す場合がある。なお、価格上昇率を変更する場合は、実施の1か月前までを目途に、県から農業者へ周知するものとする。

農業用資材の区分		価格上昇率
施設園芸	・ハウス被覆資材（外張・内張） （材質はビニルまたはP O）	1.32
	・マルチ資材	1.45
露地園芸	・マルチ資材	1.45
	・トンネル資材	1.32
飼料作物	・サイレージラップ用資材	1.45

4 事業実施等の手続き

(1) 補助金の交付申請

事業を実施しようとする補助事業者は、補助金等交付申請書（補助金等の交付に関する規則別記様式第1号）に、事業実施計画書（交付要綱別記様式第1号（その1）または（その2））を添え、知事（農業普及技術課）へ提出する。

(2) 補助金の交付決定

知事は、前号の補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を速やかに審査し、その事業内容が適当であると認めるときは、補助金等の交付に関する規則別記様式第2号により、交付決定を行うものとする。

(3) 補助金の請求及び交付

補助事業者は、一定期間分の購入実績（第1期：令和8年4月1日から令和8年10月31日までの購入分、第2期：令和9年1月31日までの購入分）を取りまとめて県へ請求する。

なお、補助事業者への補助金の交付に当たっては、交付要綱に定めるところにより実施する。